泉佐野市立文化会館、生涯学習センター及び公民館（北部公民館除く）指定管理候補者の選定結果について

泉佐野市では、泉佐野市立文化会館、生涯学習センター及び公民館（北部公民館除く）の設置目的をより効果的に達成するとともに、施設の管理をより効率的に行うことを目的として、泉佐野市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成１６年泉佐野市条例第２６号）第３条に基づき、指定管理者の公募を行い、泉佐野市立文化会館、生涯学習センター及び公民館（北部公民館除く）指定管理者選定委員会を設置し選定を行った結果、下記のとおり指定管理候補者を選定しました。

記

１．応募団体数　　１団体

２．選定経過

令和８年８月１７日（月）から８月２８日（金）	募集要項等配布期間
令和８年８月２８日（金）	現地説明会（１団体）
令和８年９月１１日（金）から９月２５日（金）	提案書申込期間
令和８年１０月２１日（水）	選定委員会 （評価審査及び候補者選定）

３．選定方法及び選定結果

（１）選定委員　５名（敬称略）

委員長	佐々木	豊
副委員長	細川	維
委員	明松	由美
委員	昼馬	義宏
委員	真瀬	三智広

（２）選定基準、配点は（４）のとおり

（３）指定管理候補者の団体名

所在地　　泉佐野市市場東１丁目２番１

団体名　　泉佐野市文化振興財団・ザイマックス関西共同企業体

（４）選定基準及び採点結果（配点含む）

＊合計点（満点５００点）が最上位の団体を候補者として選定

（但し、合計点が満点の６０％に満たない場合は不適格者とする。）

評価方針	評　価　項　目	配　点	委員合計	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
（A）住民の平等利用が確保されたものであること	①施設の設置目的と管理運営方針	２５点	２１点	4点	5点	4点	4点	4点
	②平等な利用を図るための具体的手法と期待される効果	２５点	２０点	4点	5点	4点	3点	4点
（B）施設の効用を最大限に発揮するものであること	③利用者増加を図るための具体的手法と期待される効果	２５点	１９点	4点	5点	3点	4点	3点
	④サービス向上のための具体的手法と期待される効果	５０点	４０点	8点	１０点	8点	6点	8点
	⑤文化振興事業の基本的な考え方及び企画内容・実施方法・実施体制について	５０点	４０点	8点	１０点	8点	8点	6点
	⑥生涯学習事業（講座等）の基本的な考え方及び企画内容・実施方法・実施体制について	５０点	４０点	8点	１０点	8点	6点	8点
	⑦施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	７５点	５８点	１２点	１５点	１２点	9点	１０点
（C）適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関すること	⑧収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	２５点	１８点	4点	5点	3点	3点	3点
	⑨安定的な運営が可能となる財政的基盤	２５点	１８点	4点	5点	3点	3点	3点
	⑩安定的な運営が可能となる人的能力	２５点	２０点	4点	5点	4点	3点	4点
	〃	２５点	２１点	4点	5点	4点	4点	4点
（D）その他管理に関して必要な事項	⑪環境への配慮、行政の福祉化の取組み、緊急時の対応、苦情対応、個人情報保護、情報公開等	５０点	４０点	8点	１０点	１０点	6点	6点
（E）管理経費の縮減が図られるものであること	⑫管理受託経費（指定管理料）	５０点	３０点	6点	6点	6点	6点	6点
合　　計		５００点	３８５点	７８点	９６点	７７点	６５点	６９点

得点率　　７７.０％

４．選定理由及び意見

選定理由は以下のとおりです。また、意見は指定管理実施に向けて、より一層利用者サービスの向上に資するための要望等をとりまとめたものです。

【選定理由】

- 指定管理者としては平成１８年度より、文化会館を問題なく管理運営してきた実績があり、今後も安定した運営が期待できる。
- 維持管理の専門が共同企業体として新たに参画することにより、老朽化が進む施設に対し、より適切で確実な維持管理が行われることが期待できる。
- 文化振興財団ならではの強みを活かした地域密着型の文化振興や、文化団体の育成に寄与できた実績は高く評価できるものであり、今後もその役割に期待したい。
- 文化会館貸館利用者アンケートでは、利用満足度が９９．５％、職員に対する満足度は１００％、施設の清潔度に対する満足度は９９．０％、施設・設備の満足度は９９．０％と非常に高い満足度を得ており、引き続き満足度の高いサービス提供が期待できる。

【意見】

- 地域の子どもたちや親御さんへの鑑賞機会の提供、新規事業への努力、および「あのね文庫」のような子どもを巻き込んだ活動は高く評価できる。一方で、今後は「いずみーつ」も含めた子ども向けの充実を図り、子どもたちを引き付ける工夫に努められたい。
- 30 年超の古い施設が多いため、専門家の知見を活かした適切な維持管理によって急な休館を避けるとともに、長期的な計画を策定した上で大規模修繕につなげていただきたい。
- 市民の満足度向上や利用率アップに向けて、さまざまなアイデアを出して取り組んでいただきたい。

５．指定期間

令和９年（２０２７年）４月１日から令和１４年（２０３２年）３月３１日まで

６．指定管理者の指定

令和８年（２０２６年）１２月定例市議会に指定管理者の指定について議案を提出し、議決を経た後、指定管理者として指定を行う予定。